

東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業補助金交付要綱

制定 平成 28 年 10 月 5 日 28 都市住政第 562 号
最終改正 平成 29 年 3 月 30 日 28 都市住政第 1180 号

第 1 目的

この要綱は、平成 28 年度東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業実施方針（平成 28 年 10 月 5 日付 28 都市住政第 558 号。以下「実施方針」という。）第 2 の 2 の規定に基づき実施される事業（以下「本事業」という。）について、実施方針第 2 の 3 の規定によりその費用の一部を補助する補助金の交付について必要な事項を定める。

第 2 通則

本事業の実施に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、実施方針及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、実施方針に基づき選定された民間事業者又は団体（以下「モデル事業者」という。）とする。

第 4 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）相続空家等

相続に伴い空き家となった住宅・敷地又は近い将来相続に伴い空き家となる可能性のある住宅・敷地をいう。住宅については、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅のいずれであるかを問わない。

（2）相談者

相続空家等の所有者又は相続予定者で、原則として事例収集への協力を承諾した者とする。

また、本事業の対象は、相続空家等の所在地が東京都内であるか又は相談者本人が東京都民であることを原則とする。

（3）相談窓口

モデル事業者が、相談者からの空き家利活用の相談に無料で応じるために設置した相談窓口

（4）専門家

モデル事業者が、相談者に相続空家等の利活用・適正管理について具体的な手法

の提案を行うために、本事業実施において連携・協力体制を組む専門家で、建築士、弁護士、司法書士、税理士等をいう。

(5) 協力事業者

モデル事業者が、相談者に相続空家等の利活用・適正管理について具体的な手法の提案を行うために、本事業実施において連携・協力体制を組む協力事業者で、売買、賃貸、管理、リフォーム、解体、遺品片付け等の事業者をいう。

第5 補助対象事業

補助対象事業は、実施方針の第2の2(3)イ、ウ、エとする。

第6 補助金の対象経費及び補助金の交付額

1 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。モデル事業者ごとの補助金の交付額は、モデル事業者ごとの補助対象経費の合計額に2に定める補助率を乗じた額と、3に定める1モデル事業者当たりの年間限度額とを比較して少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) モデル事業者の相談・報告書作成に要する費用

ア モデル事業者が収集した相談事例の報告に要する費用

本事業によってモデル事業者が東京都に提出する報告書に要する費用については、次の(ア)から(カ)までに定める額とする。ただし、モデル事業者が前年度に東京都から補助金の交付を受けた相談事例について、再度相談の進捗に併せて報告する場合は、(ア)から(カ)までに定める額から、当該相談事例について前年度に交付を受けた補助金の額を除いた額とする。

なお、モデル事業者ごとに相談対象の相続空家等1件につき、報告書は1件とする。

(ア) 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示をしたもの

報告書1件当たり17,500円とする。

(イ) 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示をしたもの
報告書1件当たり28,000円とする。

(ウ) 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示後、相談者及び協力事業者等との調整等を経て解決に至ったもの
報告書1件当たり28,000円とする。

(エ) 相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示後、相談者及び協力事業者等との調整等を経て解決に至ったもの
報告書1件当たり38,500円とする。

(オ) 相談者からの相談に対して、電話相談・窓口相談のみを行い、解決策の提示をしなかったもので、相談者の状況や空き家の状況が分かったもの
報告書1件当たり 5,250 円とする。

(カ) モデル事業者が過去に行った相談事例を含めて空き家の解決に至ったもの又はそれ以外でモデル事業者が東京都に対し、特に参考となる事例として提案するもの
報告書1件当たり 10,500 円とする。

イ 相談事例の報告書に必要な登記事項証明書の交付に要する手数料

(2) 相談を円滑に進めるための相談者への支援に要する費用

ア 本事業に定める相談者の希望に応じて実施する、専門家による相談及び耐震診断等に要する費用は、次の(ア)から(ウ)までに定める額とする。

(ア) 専門家による相談費用

専門家による相談に要する費用については、相談対象の相続空家等1件当たり 30,000 円を上限とする。

(イ) 耐震診断に要する費用

モデル事業者又は協力事業者が実施した、平成18年国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」三に掲げる診断に要する費用については、相談対象の相続空家等1件当たり 200,000 円を上限とする。

(ウ) 建物状況調査に要する費用

モデル事業者又は協力事業者が実施した、既存住宅インスペクション・ガイドライン(平成25年6月国土交通省)にのっとりた建物状況調査に要する費用については、相談対象の相続空家等1件当たり 50,000 円を上限とする。

なお、建物状況調査を実施する者は、インスペクター講習団体(※)に登録されているインスペクターとする。

※ 「長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体」として国立研究開発法人建築研究所のホームページに掲載された団体

イ モデル事業者は、アの専門家による相談及び耐震診断等を行う前に、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たすことを登記事項証明書及び身分証明書等により確認することとし、確認できなかった場合は、東京都と別途協議すること。

また、同様に、以下の(ウ)から(オ)までの要件を満たすことを誓約書により確認すること。また、誓約書でそれらを確認できなかった場合又は誓約書に虚偽の記載があると明らかになった場合、補助対象から除くこと。また、補助金交付後に誓約書に虚偽の記載があると明らかになった場合、モデル事業者は、東京都へ補助金の返還を行うこと。

(ア) 東京都内に所在する相続空家等であること。

- (イ) 相談者は、相続空家等の所有者又は相続予定者であること。
- (ウ) 相談者は、相談事例の収集に協力すること。
- (エ) 相談者は、税の滞納がないこと。
- (オ) 相談者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

ウ イに関わらずモデル事業者から報告書の提出がなかった相談事例については、この補助金の対象としない。

エ モデル事業者は、アの費用を申請する場合は、相談者にその補助金相当額を助成すること。

(3) 本事業に関する広報活動に要する費用

本事業に関する広報活動に要する費用は、次のアからウまでに掲げる費用を合計した額とする。ただし、平成29年度については、1モデル事業者当たり450万円を上限とする。

なお、アからウまでに掲げる費用以外の費用については、東京都と協議の上、必要に応じて補助対象経費とすることができる。

ア 本事業に関するホームページの開設及び更新に要する委託費

イ 本事業に関するチラシ、パンフレット等作成のための委託費、印刷費、郵送費、掲載費

ウ 本事業の相談者募集のためのセミナー等の開催のための委託費、会場費、講師謝礼、講師交通費

- 2 この補助金の補助率は10分の10とする。
- 3 この補助金の1モデル事業者当たりの年間限度額は、平成29年度については、900万円とする。
- 4 他の補助事業で補助対象となっているものは、本事業の補助対象経費から除くものとする。
- 5 消費税及び地方消費税は、本事業の補助対象経費から除くものとする。
- 6 補助金の補助対象経費は、原則として、領収書、帳簿等で確認が出来るものとする。

第7 補助金の交付の申請

- 1 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に定める関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金額算出内訳書（第1号様式別紙1）
 - (2) 申請額内訳明細（第1号様式別紙2）
 - (3) 実施計画書（第1号様式別紙3）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、当該補助対象事業が複数年度にわたる

場合には、1に準じて毎年度補助金の交付申請をするものとする。

第8 補助金の交付決定等

知事は、第7の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

第9 申請の撤回

第8の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

第10 交付決定の変更

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（第3号様式）に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金額算出内訳書（第3号様式別紙1）
 - (2) 変更申請額内訳明細（第3号様式別紙2）
 - (3) 変更計画書（第3号様式別紙3）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付変更通知書（第4号様式）により補助事業者に通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、通知書（第5号様式）により補助事業者にその旨を通知するものとする。

第11 承認事項

補助事業者は、次に掲げるいずれかに該当する場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 1 補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとするとき。
- 2 補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため補助事業を中止又は廃止をしようとするとき。

第12 変更承認

1 補助事業者は、第 11 の規定による承認を受けようとするときは、(1) 及び (2) に掲げる場合に応じ、当該項目に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第 11 の 1 に該当する場合

- ア 経費配分等変更申請書 (第 6 号様式)
- イ 補助金額算出内訳書 (第 6 号様式別紙 1)
- ウ 配分変更申請額内訳明細 (第 6 号様式別紙 2)
- エ 配分変更計画書 (第 6 号様式別紙 3)
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 第 11 の 2 に該当する場合

事業中止 (廃止) 承認申請書 (第 7 号様式)

2 知事は、1 の規定による書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは承認書 (第 8 号様式) により、承認しないことを決定したときは通知書 (第 9 号様式) により、補助事業者はその旨通知するものとする。

第 13 状況報告

1 知事は必要に応じ、補助事業者に対し、期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1 の報告は、実施状況報告書 (第 10 号様式) により行わせるものとする。

第 14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、東京都が別に指定する期日までに、実績報告書 (第 11 号様式) により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。第 11 の 2 により事業を廃止したときも同様とする。

- (1) 補助金実績額算出内訳書 (第 11 号様式別紙 1)
- (2) 実績額内訳明細 (第 11 号様式別紙 2)
- (3) 事業実績報告書 (第 11 号様式別紙 3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

第 15 補助金の額の確定

知事は、第 14 の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書 (第 12 号様式) により、補助事業者に通知するものとする。

第 16 補助金の交付

知事は、第 15 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（第 13 号様式）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第 17 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
 - (6) 事情の変更により補助対象の内容及び経費が変更となり、補助金が減額になったとき。
 - (7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第 18 補助金の返還

知事は、第 17 の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 第 17 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 17 の 1 の (2) (4) 又は (7) に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。
- 2 1 の違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。
- 3 2 の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- 4 知事は、補助事業者が第 18 の規定により補助金の返還命令を受け、これを納付日まで

に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 5 4の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 20 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

第 21 補助事業の実施期間

補助事業者は、補助を受けようとする年度の末日までに、補助事業を完了させるものとする。

第 22 その他

- 1 次に掲げる民間事業者及び団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 民間事業者及び団体の代表者、役員又は社員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 2 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、モデル事業者に対し必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 28 年 10 月 5 日付 28 都市住政第 562 号）

この要綱は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日付 28 都市住政第 1180 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。